

地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書の  
一部改正について

1 改正の趣旨

内部統制システムの整備に関して検討したところ、現行の業務方法書に規定した内容に見直しを行う必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

併せて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続きに関する規程の施行に伴い、必要事項を追加する改正を行う。

2 主な改正の概要

- (1) リスク評価と対応に関する事項については、リスク管理委員会を設置せず内部統制委員会にその機能を持たせた。(第 11 条関係)
- (2) 契約監視委員会の構成員の条件を役員及び外部有識者に見直した。(第 17 条関係)
- (3) 予算の適正な配分に関する事項については、原資の対象を運営費交付金から運営費負担金に見直した。(第 18 条関係)
- (4) 契約の特例として、締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める規定を設けた。(第 24 条関係)

3 規程

別添資料のとおり

4 施行年月日

この業務方法書は、平成 31 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年神奈川県規則第 20 号）第 4 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第 2 条 県立病院機構は、法第 25 条第 1 項の規定により神奈川県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(病院の設置及び運営)</p> <p>第 3 条 県立病院機構は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与するため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款（以下「定款」という。）第 17 条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p> <p>(県立病院機構の業務)</p> <p>第 4 条 県立病院機構は、定款第 18 条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療を提供すること。</li> <li>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。</li> <li>(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設を運営すること。</li> <li>(5) 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年神奈川県規則第 20 号）第 1 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第 2 条 県立病院機構は、法第 25 条第 1 項の規定により神奈川県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(病院の設置及び運営)</p> <p>第 3 条 県立病院機構は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与するため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款（以下「定款」という。）第 17 条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p> <p>(県立病院機構の業務)</p> <p>第 4 条 県立病院機構は、定款第 18 条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療を提供すること。</li> <li>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。</li> <li>(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設を運営すること。</li> <li>(5) 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>

2 県立病院機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、県立病院機構に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 県立病院機構は、その設置目的の範囲内において、県立病院機構以外の者から受託し、又は県立病院機構以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急時の知事の要求)

第5条 県立病院機構は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(内部統制に関する基本方針)

第6条 県立病院機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法、定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 県立病院機構は、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第8条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備するとともに、本部・病院等会議を開催するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の特明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 県立病院機構は、中期計画等の策定及び評価に関する次の各号に掲げ

2 県立病院機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、県立病院機構に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 県立病院機構は、その設置目的の範囲内において、県立病院機構以外の者から受託し、又は県立病院機構以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急時の知事の要求)

第5条 県立病院機構は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(内部統制に関する基本方針)

第6条 県立病院機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法、定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 県立病院機構は、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第8条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備するとともに、本部・病院等会議を開催するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の特明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 県立病院機構は、中期計画等の策定及び評価に関する次の各号に掲げ

る事項を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成  
(内部統制の推進に関する事項)

第 10 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 病院における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員に対する部門からの報告の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (13) 反社会的勢力への対応方針等  
(リスク評価と対応に関する事項)

第 11 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた業務実施の障害と

る事項を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成  
(内部統制の推進に関する事項)

第 10 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 病院における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (13) 反社会的勢力への対応方針等  
(リスク評価と対応に関する事項)

第 11 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた業務実施の障害と

なる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

- (1) 業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
  - (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
  - (3) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
  - (4) リスクを考慮した業務手順書の作成及び業務手順に沿った運営の確保等
  - (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（専門的知見を要する場合の広報も含む。）
  - (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
  - (7) 事故・災害等の緊急時に関する以下の事項
    - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
    - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
    - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
- (情報伝達及び情報システムに関する事項)

第 12 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた情報伝達及び情報システムに関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報伝達に関する以下の事項
  - ア 理事長の指示、定款第 1 条の目的が確実に役職員に伝達される仕組み
  - イ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムに関する以下の事項
  - ア 情報システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

なる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
  - (2) 業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
  - (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
  - (4) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
  - (5) リスクを考慮した業務手順書の作成及び業務手順に沿った運営の確保等
  - (6) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（専門的知見を要する場合の広報も含む。）
  - (7) 保有施設の点検及び必要な補修等
  - (8) 事故・災害等の緊急時に関する以下の事項
    - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
    - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
    - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
- (情報伝達及び情報システムに関する事項)

第 12 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた情報伝達及び情報システムに関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報伝達に関する以下の事項
  - ア 理事長の指示、定款第 1 条の目的が確実に役職員に伝達される仕組み
  - イ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムに関する以下の事項
  - ア 情報システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

<p>イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項</p> <p>(ア) 法人が保有するデータの所在情報の明示</p> <p>(イ) データへのアクセス権の設定</p> <p>(ウ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築</p> <p>(エ) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定</p> <p>（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）</p> <p>第 13 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 情報セキュリティの確保に関する以下の事項</p> <p>ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保</p> <p>イ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）</p> <p>(2) 個人情報保護に関する以下の事項</p> <p>ア 個人情報保護に係る点検活動の実施</p> <p>イ 「神奈川県個人情報保護条例」の遵守</p> <p>（監事及び監事監査に関する事項）</p> <p>第 14 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 監事に関する以下の事項</p> <p>ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与</p> <p>イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制</p> <p>ウ 補助者の独立性に関すること</p> <p>エ 法人組織規程等における権限の明確化</p>	<p>イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項</p> <p>(ア) 法人が保有するデータの所在情報の明示</p> <p>(イ) データへのアクセス権の設定</p> <p>(ウ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築</p> <p>(エ) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定</p> <p>（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）</p> <p>第 13 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 情報セキュリティの確保に関する以下の事項</p> <p>ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保</p> <p>イ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）</p> <p>(2) 個人情報保護に関する以下の事項</p> <p>ア 個人情報保護に係る点検活動の実施</p> <p>イ 「神奈川県個人情報保護条例」の遵守</p> <p>（監事及び監事監査に関する事項）</p> <p>第 14 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 監事に関する以下の事項</p> <p>ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与</p> <p>イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制</p> <p>ウ 補助者の独立性に関すること</p> <p>エ 法人組織規程等における権限の明確化</p>
---	---

<p>オ 監査結果の業務への適切な反映</p> <p>カ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施</p> <p>(2) 監事監査に関する以下の事項</p> <p>ア 監事監査規程に基づく監査への協力</p> <p>イ 補助者への協力</p> <p>ウ 監査結果に対する改善状況の報告</p> <p>エ 監査報告の神奈川県知事及び理事長への報告</p> <p>(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項</p> <p>ア 監事の役員会等重要な会議への出席</p> <p>イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み</p> <p>ウ 県立病院機構の財産の状況を調査できる仕組み</p> <p>エ 監事と会計監査人との連携</p> <p>オ 監事と内部監査担当部門との連携</p> <p>カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務</p> <p>キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務</p> <p>(内部監査に関する事項)</p> <p>第 15 条 県立病院機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。</p> <p>(内部通報・外部通報に関する事項)</p> <p>第 16 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。</p> <p>(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置</p> <p>(2) 内部通報者及び外部通報者の保護</p>	<p>オ 監査結果の業務への適切な反映</p> <p>カ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施</p> <p>(2) 監事監査に関する以下の事項</p> <p>ア 監事監査規程に基づく監査への協力</p> <p>イ 補助者への協力</p> <p>ウ 監査結果に対する改善状況の報告</p> <p>エ 監査報告の神奈川県知事及び理事長への報告</p> <p>(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項</p> <p>ア 監事の役員会等重要な会議への出席</p> <p>イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み</p> <p>ウ 県立病院機構の財産の状況を調査できる仕組み</p> <p>エ 監事と会計監査人との連携</p> <p>オ 監事と内部監査担当部門との連携</p> <p>カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務</p> <p>キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務</p> <p>(内部監査に関する事項)</p> <p>第 15 条 県立病院機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。</p> <p>(内部通報・外部通報に関する事項)</p> <p>第 16 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。</p> <p>(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置</p> <p>(2) 内部通報者及び外部通報者の保護</p>
---	---

<p>(入札・契約に関する事項)</p> <p>第 17 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) <u>役員</u>及び外部有識者(学識経験者を含む。)からなる契約監視委員会の設置</p> <p>(2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針</p> <p>(3) 談合情報がある場合の緊急対応</p> <p>(4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立</p> <p>(5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化</p> <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第 18 条 県立病院機構は、<u>運営費負担金</u>を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第 19 条 県立病院機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のW e b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第 20 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 業務の適正を確保するための適切な人事異動</p> <p>(2) 職員の懲戒基準</p> <p>(3) 長期在籍者の存在把握</p> <p>(研究開発業務に関する事項)</p> <p>第 21 条 県立病院機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。</p>	<p>(入札・契約に関する事項)</p> <p>第 17 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) <u>監事</u>及び外部有識者(学識経験者を含む。)からなる契約監視委員会の設置</p> <p>(2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針</p> <p>(3) 談合情報がある場合の緊急対応</p> <p>(4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立</p> <p>(5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化</p> <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第 18 条 県立病院機構は、<u>運営費交付金</u>を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第 19 条 県立病院機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のW e b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第 20 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 業務の適正を確保するための適切な人事異動</p> <p>(2) 職員の懲戒基準</p> <p>(3) 長期在籍者の存在把握</p> <p>(研究開発業務に関する事項)</p> <p>第 21 条 県立病院機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。</p>
---	---



(1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制

- ア 研究統括部門における研究評価体制
- イ 研究予算の配分基準の明確化

(2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制

- ア 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- イ 研究費の適正経理
- ウ 経費執行の内部けん制
- エ 論文ねつ造等研究不正の防止
- オ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
- カ 研究開発資金の管理状況把握

(業務の委託)

第 22 条 県立病院機構は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

2 県立病院機構は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第 23 条 県立病院機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他県立病院機構の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(契約の特例)

第 24 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束を実施するため、県立病院機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に

(1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制

- ア 研究統括部門における研究評価体制
- イ 研究予算の配分基準の明確化

(2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制

- ア 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- イ 研究費の適正経理
- ウ 経費執行の内部けん制
- エ 論文ねつ造等研究不正の防止
- オ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
- カ 研究開発資金の管理状況把握

(業務の委託)

第 22 条 県立病院機構は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

2 県立病院機構は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第 23 条 県立病院機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他県立病院機構の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

定める。

(その他)

第 25 条 県立病院機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の県立病院機構の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成 24 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成 30 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成 31 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

(その他)

第 24 条 県立病院機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の県立病院機構の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成 24 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成 30 年 4 月 1 日又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。